**令和７年度 新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金）及び「新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金）」における交付希望者の募集について**

新規就農者の確保・育成を図るため、国の「新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金）」及び「新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金)」を活用する就農希望者を募集します。

「新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金）」及び「新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金)」は、次世代を担う農業者となることに強い意欲を持って、県が認める研修機関で研修を受ける方に対し、国が県を通じて最長２年間、月 12.5 万円（１年につき最大 150 万円）を交付する制度です。

**１　申請受付期間**

令和７年４月２日（水）～ 令和７年４月９日（水）１７時必着

**２　募集定員**

１０名程度

※国からの予算配分状況により、交付要件を満たした方であっても交付対象者とならない場合があります。

**３　交付要件・提出書類**

**詳細は「応募要項」並びに国の「実施要綱」等をご覧ください。**
**関係書類は、「山梨県農政部担い手・農地対策課」のホームページより閲覧、ダウンロードできます。**
URL：
https://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/ninaiteshien/1_shunoushien/shunojunbishikin_boshu.html

**４　交付対象者の決定**

書類と面接による審査を行い、交付対象者を決定します。

**５　書類の提出・問い合わせ先**

研修機関により、次のいずれかに書類を提出してください。

（１）専門学校山梨県立農林大学校で研修を受ける方は、専門学校山梨県立農林大学校（長坂キャンパス・教務課）

（２）（公財）山梨県農業振興公社で研修を受ける方は、派遣研修先の所在地を管轄する農務事務所（農業農村支援課）

（３）その他の研修機関で研修を受ける方は、研修機関の所在地を管轄する農務事務所（農業農村支援課）

（書類提出・問い合わせ先）

〇中北農務事務所（甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町）
〒407-0024　韮崎市本町４丁目 2-4　北巨摩合同庁舎２階
電話　０５５１－２３－３２９２

〇峡東農務事務所（山梨市、笛吹市、甲州市）
〒404-8601　甲州市塩山上塩後 1239-1　東山梨合同庁舎３階
電話　０５５３－２０－２７０７

〇峡南農務事務所（市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町）
〒409-3606　西八代郡市川大門町高田 111-1　西八代合同庁舎１階
電話　０５５－２４０－４１１６

〇富士・東部農務事務所（富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）
〒402-0054　都留市田原２丁目 13-43　南都留合同庁舎２階
電話　０５５４－４５－７８０６

〇専門学校山梨県立農林大学校
〒407-0024　北杜市長坂町長坂上条 3251（長坂キャンパス）
電話　０５５１－３２－２２６９

※ご質問などがありましたら、上記の機関または山梨県農政部担い手・農地対策課へお問い合わせください。

〇山梨県農政部担い手・農地対策課担い手支援担当
〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 山梨県庁本館６階
電話　０５５－２２３－１６２１